令和8年度南箕輪村商工業振興資金

適用期間：令和８年10月１日～令和９年２月28日までの融資

村内の中小企業者の方が事業の発展と経営安定に必要な資金を円滑に調達するため、金融機関を通じて有利な条件で融資を受けられる制度です。
村が金融機関に対して資金を預託することにより利率を引下げるとともに、信用保証協会への保証料の全額負担及び利子の一部を補助します。

資 金 名	対　　象　　者	資金使途	限度額	貸付利率	村の補助	実質金利	償還期間	据置期間
緊急不況対策資金	[一般資金の条件に加え以下のいずれかに該当すること] ①最近3か月間の売上高又は経常利益率が過去3年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。 ②最近6か月間の売上高又は経常利益率が前年同期に比べ同じ又は減少していること。 ③直近決算期の経常利益率が1期又は2期前に比べ同じ又は減少していること。	運転	1,500万円 ※	**2.15%**	**1.55%**	**0.60%**	**７年以内**	６か月以内
緊急特別経営安定化対策資金	[不況対策資金の条件に加え以下の全てに該当すること] ①従前の借入金に対し返済の延滞がないこと。 ②同一金融機関の借入れであること。 ③借換の対象となる従前の借入金について、信用保証協会の経営関連安定保証による保証を利用している場合は、同種の保証を利用すること及び責任共有対象資金を責任共有対象資金外に借換えしないこと。 ④令和8年4月1日から令和8年9月30日までに新規に融資を受けた者	借換	1,500万円	**2.15%**	**1.55%**	**0.60%**	７年以内	12か月以内

〇１企業当たりの融資限度額は、上記限度額のとおりであり、貸付残高と合わせての金額となります。※ただし、商工貯蓄共済加入者は、貸付限度額が100万円増額となります。
〇緊急特別経営安定化対策資金は、南箕輪村商工業振興資金の融資残額（特別経営安定化対策資金を除く）の借換えのための資金であり、１借入れにつき１回の借換えに限ります。
〇緊急特別経営安定化対策資金は、借換えに加え、新たな資金（いわゆる「真水」）を追加することが可能ですが、借換と真水を合わせて当初の借入額を超えない範囲となります。

◆取扱金融機関：八十二長野銀行、アルプス中央信用金庫南箕輪支店・信大前支店
◆償還方法：月賦償還とする。ただし、村長の承認を得ることができれば一括償還できる。
◆保 証 料：長野県信用保証協会の保証貸付とし、保証料は村が全額負担する。
　　※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く。
◆保 証 人：原則として法人代表者以外不要とする。
◆担　　保：必要に応じて徴する。



南箕輪村役場
産業課 商工係
TEL72-2176　FAX73-9799

南箕輪村商工会
経営指導員
TEL72-6265　FAX72-6219